

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年1月13日

名古屋税関長 奈良井 功

記

1 被許可者の住所及び名称

東京都港区海岸三丁目4番20号
ケイヒン株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

ケイヒン株式会社名港西 保税蔵置場
愛知県海部郡飛島村東浜一丁目5番7
愛知県海部郡飛島村東浜一丁目5番地7

3 更新した期間

自 令和8年2月1日
至 令和14年1月31日